

※ 新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、中止・変更になる場合があります。また、催しなどに参加の際は必ずマスクを着用し、発熱がある人・重症化リスクの高い人などは参加をお控えください。

## 住 居表示を予定

住所や所在地を分かりやすくするため、下表の区域で住居表示を予定しています。

問合せ 市民課住居表示担当(☎423・9452)

新しい町名	土生町12丁目
住居表示前	土生町及び作才町の各一部
実施日	11/8(月)

## いきいきネット相談支援センター

### 担 当区域が変わります

4月1日(木)から、いきいきネット相談支援センター社協が活動を開始し、下表の区域を担当します。お困りごとを総合生活相談員にご相談ください。

問合せ 福祉政策課地域福祉推進担当(☎423・9467)

名称	いきいきネット相談支援センター社協
担当区域	朝陽小学校校区、加守町1～3丁目、野田町
住所	野田町1丁目5-5
電話番号	439-0361

## 町 会・自治会に加入しましょう

町会・自治会は子ども・高齢者の見守り活動やイベントの開催、広報紙の配布など、地域の皆さんが安心して暮らせるよう様々な活動を行っています。また近年、災害時における町会・自治会の役割が重要視

されています。いざというときは、地域の人たちが共に助け合うことが大切です。加入の方法など、詳しくはお問い合わせください。  
問合せ 自治振興課自治振興担当(☎423・9436)

## のびのびパスポートを配布

大阪府や兵庫県、和歌山県、徳島県内の教育関連施設を市内在住・在学の小・中学生に無料開放するパスポートを、各小・中学校を通じて配布します。市外通学者には4月7日(木)から学校教育課または各市民センターで配布します。詳しくはお問い合わせください。

問合せ 学校教育課(☎423-9683)

## こども読書ノートを配布

市内在住・在学の小学生から18歳までの読書活動推進のため、こども読書ノートを5月1日(土)から市内の各図書館で配布します。各館限定100部(先着順)です。

問合せ 図書館本館(☎422-2142)

## 介 護保険のお知らせ

### ▼高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画の策定と介護保険料の改定

令和3年度から3カ年を計画期間とする「高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画」を策定しました。

また、計画にあわせて65歳以上の人の介護保険料を改定しました(左表参照)。

詳しくは市ホームページをご確認ください。

▼**仮算定額のお知らせを送付**  
65歳以上で介護保険料を普通徴収(納付書払いや口座振替)で納めている人に、4月中旬に納入通知書と4～6月分の納付書を送付します。今回の保険料額は、昨年度

の市民税課税状況を基に仮計算した額です。

今年度の市民税額決定後の7月に、改めて決定した保険料額をお知らせします。なお、口座振替をご利用の人には、納付書は送付しません。

特別徴収(年金天引き)が始まる時期が、4月の人には特別徴収開始通知を、6月の人には4・5月分の納付書を同封します。既に特別徴収で納めている人の4・6月分の納付額は2月と同額ですの

で、お知らせは送付しません。

▼**保険料の減額**  
対象に該当する人は、所得段階1相当額まで保険料を減額します。昨年度減額されて

いる人も申請が必要です。対象 次の①～⑥全てに該当する人

- ①申請時、世帯員全員が市民税非課税
- ②世帯員全員が、居住用以外の処分可能な土地または家屋を所有していない
- ③世帯の年間収入が、1人世帯の場合は120万円以下(以降、世帯員が1人増すごとに48万円を加算。社会保険料など収入額から控除できるものがあります)
- ④他の世帯に属する人の税法上の被扶養者でない
- ⑤他の世帯に属する人の健康保険など医療保険の被扶養者でない
- ⑥預貯金等の元本の合計額が350万円を超えない

問合せ 介護保険課保険料担当(☎423・9475)

### 令和3～5年度の介護保険料(所得段階の6～12は本人が市民税課税であること)

所得段階	対象	年間保険料額
1	・生活保護受給者 ・世帯全員が市民税非課税で、老齢福祉年金受給者または前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の人	23,000円
2	世帯全員が市民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超120万円以下の人	38,300円
3	世帯全員が市民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円超の人	53,600円
4	本人が市民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の人(第1～3段階に該当しない人)	68,900円
5	本人が市民税非課税で、第1～4段階に該当しない人	76,500円
6	前年の合計所得金額が80万円未満の人	84,200円
7	前年の合計所得金額が80万円以上120万円未満の人	91,800円
8	前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の人	99,500円
9	前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の人	114,800円
10	前年の合計所得金額が320万円以上500万円未満の人	130,100円
11	前年の合計所得金額が500万円以上700万円未満の人	145,400円
12	前年の合計所得金額が700万円以上の人	153,000円

## 岸和田ブランドとして認定する産品を募集

認定要件など詳しくは市ホームページをご確認ください。

応募資格 次の①～③を全て満たすもの

- ①認定の対象となる産品を取り扱う者であって、本店または事業所が市内にある事業者及び団体であること
- ②品質管理や商品管理について、自主的または第三者による管理の体制が確立されていること
- ③責任者、責任の所在が明確であり、消費者からの苦情や要望などに対する処理体制が確立されていること

申込・問合せ 5月6日(木)～26日(水)(必着)に産業政策課に備え付けの応募用紙(市ホームページからもダウンロード可)に必要事項を記入し、郵送で産業政策課商工振興担当(〒596-8510 ☎423-9485)へ

※ 応募は1事業者1品目までです。



広告

### 広告問合せ

(株)IM総合企画(☎072・275・5449)  
 (株)朝日オリコム大阪(☎06・6226・1314)  
 (株)宣成社(☎06・6222・6888)  
 (株)ウィット(☎072・668・3375)